

改正パートタイム労働法と 改正次世代法が施行されました

平成27年4月1日から「改正パートタイム労働法」と「改正次世代法」が施行されました。
主な改正ポイントは下記のとおりです。

〈パートタイム労働法の改正ポイント〉

パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大（法第9条）
- ②「短時間労働者の待遇の原則」の新設（法第8条）
- ③職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象（施行規則第3条）

パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ①パートタイム労働者を雇い入れた時における雇用管理の改善措置内容の説明の義務化（法第14条第1項）
- ②パートタイム労働者からの相談の窓口の設置と雇い入れ時の「相談窓口」の文書等での明示義務（法第16条、施行規則第2条）
- ③説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止（指針第3の3の(2)）
- ④親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇は適当ではないこと（指針第3の3（3））

パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- ①厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設（法第18条第2項）
- ②報告の拒否・虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設（法第30条）

〈次世代法の改正ポイント〉

法律の有効期限が10年間延長（平成26年4月23日施行）

引き続き平成37年3月31日までの間、一般事業主行動計画の策定、周知公表、届出について、従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務となります。

新たな指針に沿った一般事業主行動計画の策定

- （指針の追加内容）
- ①非正規雇用の労働者が取り組みの対象であることを認識の上、取り組みを進めていくことが重要であること
 - ②男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取り組みや、働き方・休み方の見直しに資する取り組みを進めることが重要であること
 - ③計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること
 - ④育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること

認定制度の変更

- ①現行の認定制度において、男性の育児休業に係る中小企業特例の拡大や女性の育児休業に係る基準を変更
- ②新たにプラチナくるみん認定制度を創設
- ③くるみん認定企業が受けられる税制優遇措置の3年間延長と内容の見直し



〈問い合わせ先〉 厚生労働省北海道労働局雇用均等室（☎011-709-2715）

国民健康保険証 更新のお知らせ

◇5月1日から保険証（被保険者証）が更新となります

現在お使いの国民健康保険証は、有効期限が平成27年4月30日となっています。
5月1日からお使いいただく保険証は、世帯主様宛に世帯全員分を同封して4月中旬以降に郵送します。

簡易書留郵便で郵送しますので、配達時にご不在の場合はポストに保険証は投函されません。「郵便物のお預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。

なお、保険手続で申請等が必要となる方には別途お知らせしますので、手続き等をお願いします。
一定期間が経過しても保険証が届かない場合は、町民福祉課町民生活グループまでご連絡ください。

※「高齢受給者証」、「限度額認定証」、「後期高齢者医療保険証」の有効期限は7月31日までとなっています。



◇保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成29年4月30日までになります。

※後期高齢者医療保険に変更になる方など、特別な場合は有効期限が変更となります。

◇有効期限の切れた保険証

平成27年5月1日以降は使用できませんので、上厚真支所または町民福祉課に返却するか、はさみで切るなどして処分願います。

◆問い合わせ先◆

役場町民福祉課町民生活グループ（☎26-7871）
（総合ケアセンター「ゆくり」内）